

令和6年度 宮崎県感染症対策連携協議会（第2回） 議事概要

日時：令和6年10月9日（水）18：00～19：30

場所：防災庁舎4階 43・44号室

○県感染症予防計画における数値目標の達成状況について

（会員）

資料1の6ページ検査実施に関することについて、前提がPCR検査となっているが、新型コロナでは、オミクロン株以降は世代時間が短くなっており、より迅速な検査の実施が必要である。

（事務局）

検査については、まずはPCR検査を想定しているが、今後、国において検査法等に関する新たな知見が得られた場合等は状況に応じた対応を行っていく。

（会員）

資料1の3ページ自宅療養等への医療提供について、新型コロナ対応時の自宅療養等の重要性を踏まえ、地域別の目標値があってもよいのではないか。地域別の目標値がない理由があるのか。

（事務局）

国の方針や他県の状況等を踏まえ、県全体の目標値を設定したところである。

（会員）

資料1の4ページ人材派遣の確保人数について、本県は人材不足が課題であるため、新たな感染症危機に備え、感染症対応人材の育成にも取り組んでいただきたい。

（事務局）

県予防計画、政府行動計画のいずれも人材育成の視点が重要視されていることを踏まえて対応していく。

（会員）

個人防護具の備蓄について、目標値に達していない理由にインセンティブがないことも挙げられると考えるため、備蓄に対する支援を検討いただきたい。

(会員)

備蓄の重要性を考えれば、設備整備支援といったハード面だけではなく、ソフト面の備蓄に対する支援も必要ではないか。

(会長)

医療現場からのご意見について、国との協議の場など、機会があればしっかりと伝えていく。

(会員)

新興感染症医療コーディネーターとの連携について、コーディネーターは平時の際の役割・活動が分かりづらいのではないか。各保健所が中心となって連携を推進するなど、行政がしっかりと引っ張ってほしい。

(事務局)

保健所とも情報提供させていただく。協定件数の拡充に関して、新型コロナ対応時には協力いただいたが、現時点で協定締結には至っていない医療機関もあるため、コーディネーターにも相談しながら、個別のお願い等を行っていききたい。

(会員)

IHEAT 要員の確保について、人員だけでなく、実効性の確保も必要である。

(事務局)

IHEAT 要員に対しては、毎年、保健所等で研修を実施することとしており、有事の際に円滑に業務支援いただけるよう対応していく。

(会員)

個人防護具について、地域医療の崩壊を防ぎ在宅医療に対応するためにも、訪問看護事業所、薬局等にしっかりと配布していただきたい。

(事務局)

医療機関等の備蓄量を上回って個人防護具が不足する場合に備え、県においても来年度から備蓄に取り組んでいく。国においても、政府行動計画に物資の備蓄に関する考え方、取組を示しているところである。

○県新型インフルエンザ等対策行動計画の全面改定について

(会員)

県予防計画との違い、県行動計画の位置づけは。

(事務局)

県行動計画は、感染フェーズ毎に応じた対策や、県庁内部における実施体制等を規定し、有事の際の「行動マニュアル」的な性質も有しており、感染症法と相まって、新型インフルエンザ等対策の強化を図る計画として位置付けられている。また、県行動計画は政府行動計画の下位計画に位置づけられ、県医療計画、県予防計画との整合性を図りながら、改定作業を進めていく。

(会員)

先日、県立延岡病院、高千穂町国民健康保険病院、県北3保健所主催による「県北新興感染症対応研修会」を開催し、新興感染症発生時のシミュレーションを行った。有事の際に関係機関がどう対応すればいいか、組織同士がどう連携していくのかは、訓練を行って見なければ分からない。改定計画の想定外ではあるが、例えば、バイオテロが起こった場合など、様々な状況を関係機関同士が想定しながら、各地域で関係機関が連携を深めていくことが重要である。関係機関がそうした様々なシミュレーションによる訓練を行うことにより、改定計画の実効性も高めていく必要がある。

(会員)

資料2の4ページに、「㊸平時から基本的な感染対策の普及」と記載しているが、普及啓発という意味合いか。そうであれば、普及だけでは、対策実践と誤解されるのではないか。社会生活における衛生環境保持のため、平時から感染対策の普及啓発に取り組んでいただきたい。

(会員)

初動期の起点が分かりづらいのではないか。

(事務局)

分かりやすい記載ぶりに修正したい。

(会員)

県民に対する情報提供について、情報の透明性の確保、誤情報への対策には取り組むのか。

(事務局)

政府行動計画において、偽・誤情報への対応について明記されている。県においても、国等から提供された、その時点で把握している科学的知見等に基づき、有効な感染防止対策等について、県民等に対し、適切に情報提供を行っていく。

(会員)

実施体制について、宮崎市保健所の位置付け・役割も明確にしていきたい。新型コロナ対応時に宮崎市は患者が最も多く入院調整等で苦労した。このため、宮崎市における入院調整等について具体的記載があると、新興感染症医療コーディネーターとしても対応しやすいのではないか。

(事務局)

県行動計画上では県庁内部の実施体制を示しているが、宮崎市とは昨年度の県予防計画改定時に新たな感染症危機時における連携体制等について調整したところである。この時に入院調整本部も共同で運営することを整理しており、その旨、県行動計画にも盛り込みたいと考えている。

(会員)

有事に医療機関と県が調整する際に、新興感染症医療コーディネーターの存在は重要である。平時からコーディネーターの確保、関係構築にしっかりと取り組んでいただきたい。

(事務局)

県では、今年度から新興感染症対応人材育成事業を実施しており、この中で、保健所・医療機関・コーディネーターが連携しながら、医療機関等向けの研修・訓練を実施・予定しているところである。当事業や連携協議会等の場を活用しながら、医療機関やコーディネーターとの関係構築・連携強化に努めてまいりたい。

(会員)

郡市医師会等との連携も重要であり、そうした記載があるとよい。

(会員)

医薬品について、対応初期では、風邪薬、解熱鎮痛剤、せき止め等が不足することが想定されるため、可能であれば、同医薬品の備蓄について検討いただきたい。また、県薬剤師会では、災害特化車両モバイルファーマシーの準備ができており、宿泊療養施設においても、当車両のようなものが設置できないか検討できればいいと考えている。

(会員)

新型コロナ対応時に、群市医師会と保健所や市の間で情報共有が十分にできず、医師会としての役割等が分からないことがあったことも踏まえ、関係機関間の情報共有に関する記載があるとよい。

(会員)

流行フェーズによって入院対応医療機関が変わると思う。対応初期は、感染症指定医療機関による対応が必要である。

(事務局)

初期には、感染症指定医療機関、一部の公的医療機関等での対応を想定しており、医療機関間の役割分担についても計画中にお示ししたい。

(会員)

感染症指定医療機関として、新県立病院の完成により体制充実も図られており、新たな感染症危機においてもしっかりと対応してまいりたい。

○その他

(会員)

今夏のいわゆる新型コロナ第11波の時には救急出動件数が非常に多く、救急の逼迫が続き、宮崎市においても予備車による対応を行った。今後も酷暑、猛暑の年が続くことを想定しながら感染症の搬送体制も考えていくとともに、市民にも救急車の適正利用を呼びかけ続ける必要がある。協議会員の皆様方にもご協力いただきたい。

(会員)

医療法の改正により、災害支援ナースが感染症危機時においても活動することが定められた。県看護協会では災害支援ナース育成として、知識や技術維持のための研修にも取り組んでいくため、関係機関においては、対象者の研修参加について、ご理解・ご協力をお願いする。